

今回は、自転車のケースですが、車でも同様です。
たとえ軽い接触であっても、警察に届け出てください。

交通事故については、「教えて交通安全Q & A NO.2」の「交通事故を起こしてしまった！どうしたらいいの？」に交通事故を起こした場合の対応について、詳細に記載していますので、参考にしてください。



交通事故を起こしてしまい、いざ当事者になったときに、冷静に正しい行動を取れるよう理解しておきましょう。

事故を起こさないように交通ルールを守りましょう。

えっ！これも違反？
さあ！貴方ならどうする？

の第1弾は、自転車編として
企業講習等時に受講者から、
寄せられた、素朴な疑問の中

から、代表的な4つの疑問

- 赤信号の交差点で、自転車で停止線を越えて交差点に入ると違反？
- 片手で傘をさして自転車に乗ったら、違反？
- 自転車に遊びに来た友人に、お酒をすすめる行為は、違反？
- 自転車に乗って歩行者と軽く接触しました。警察に届けなかったら、違反？

について、お答えしました。違反になるかならないかにかかわらず、交通事故に繋がる危険な行為は、絶対におやめください！



えっ！これも違反？
さあ！貴方ならどうする？
第1弾 自転車編



一般財団法人兵庫県交通安全協会



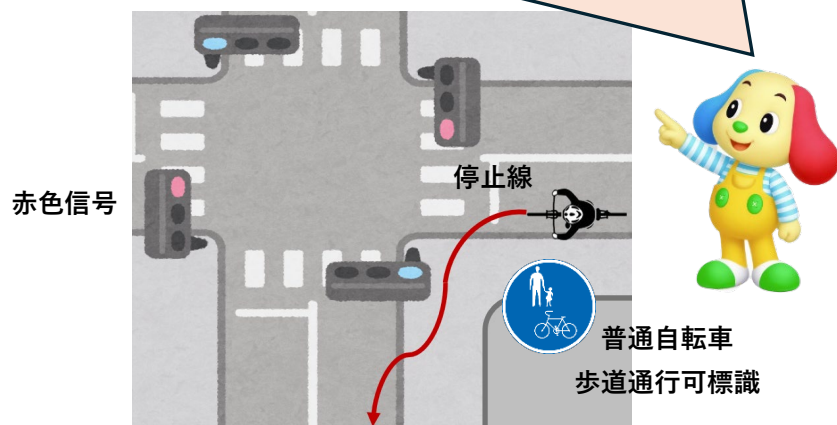
Podcastはこちらから！

P1 **1 赤信号の交差点で、自転車に乗車したまま停止線を越えて交差点に入ると、違反？**

自転車で車道の左端を走行中、左折しようとしていた交差点の信号が赤に変わりました。

いったんは停止線の手前で停止しましたが、横断する歩行者もなく安全だと思ったので、乗車したまま停止線を越えて、歩道に入り左折して、その後、再び車道に戻りました。（赤線矢印）

この行為は、下の①～③のどれに該当するのでしょうか？



- ① 停止線でいったん止まって左折したので、違反ではない
- ② 赤信号なのに、自転車に乗車したまま停止線を越えたので、違反
- ③ 安全を確認したのであれば、自転車は赤信号で左折しても違反ではない

【答え】 ② 赤信号なのに、自転車に乗車したまま停止線を越えたので、違反

自転車は、道路交通法で軽車両に区分されるため、車両を規制する信号機の表示する信号に従わなければなりません。

赤色の灯火（赤信号）の場合には、「車両等は、停止位置を越えて進行してはならない」（道路交通法施行令第2条（信号の意味等））ので、赤信号で停止線を越えることは信号無視になります。

したがって、正解は②となります。

P6 **4 自転車に乗って歩行者と軽く接触しました。警察に届けなかったら、違反？**

自転車で買い物に行く途中、歩道で出会い頭に歩行者と接触してしまいました。徐行していたので、歩行者（中学生）は倒れることなく、軽い接触で済みました。すぐに自転車を降りて謝りました。自転車のタイヤと脚が接触し、見たところ、幸い、かすり傷程度でした。相手方も急いでいたようで、「大丈夫です」と言ってくれたので、安心して、そのまま別れました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するのでしょうか？

- ① 歩行者と接触し傷を負わせたのに、警察に届け出なかったので、違反
- ② お互いが話し合って納得したので、警察に届け出る必要はない
- ③ 徐行もしていたし、ごく軽い接触だったので、違反ではない



【答え】 ① 歩行者と接触し傷を負わせたのに警察に届け出なかった
ので、違反

ここでいう「交通事故」とは「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」をいいますから、たとえ相手のけがが軽くても、相手が「大丈夫」と言って立ち去っても、事故の報告をするのが運転者の義務となります。

したがって、正解は①となります。

自転車と歩行者の接触事故が起きたときは、たとえ被害が小さくても警察に届けなければなりません。

その場での話し合いで「終わったつもり」は、後日トラブルが発生する可能性があります。特に、相手が子供の場合、保護者等から「ひき逃げだ」と訴えられて大きなトラブルになることもあります。

2 片手で傘をさして自転車に乗ったら、違反？

自転車で出かけた帰り、突然、雨が降ってきました。雨に濡れたくないので、コンビニに立ち寄り、ビニール傘を買いました。その後、自転車に乗って帰ることにしましたが、道路は交通量も少なく歩行者もいませんでしたし、また、片手で傘を持っていたが、ハンドル操作には何の問題なく、ビニール傘なので、前方の視界も良好でした。このように、安全に走行し、帰宅しました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するのでしょうか？

- ① 片手で傘をさして自転車を運転したので、違反
- ② 突然の雨で、予期しない緊急の場合は、やむを得ないので違反ではない
- ③ 他の交通に注意をしていれば、傘をさして自転車に乗っても違反ではない



【答え】 ① 片手で傘をさして自転車を運転したので、違反

自転車での傘差し運転は、片手でのハンドル操作となり、確実にハンドル等を操作することを妨げますから、**安全運転義務違反**になります。

また、兵庫県では、公安委員会による規則（道路交通法第71条6号）で、傘差し運転を禁止しています。**（公安委員会遵守事項違反）**

したがって、正解は①となります。

では、自転車のハンドルに器具などで傘を固定すれば、片手運転とならないので、この場合は良いのか？と疑問が湧きますね。

しかし、自転車に傘を固定すると、周りの状況が確認できなくなることもあり、また、歩行者に接触したり、風にあおられてバランスを崩すおそれがあるなど大変危険です。

そして、この場合、運転等の妨げとなる

- ・ 積載の禁止（道路交通法第55条第2項）や
- ・ 安全運転義務（道路交通法第70条）

に違反する可能性があります。

また、自転車にも積載方法の制限があり、

- ・ 積載装置の前後から0.3メートル以下であるか
 - ・ 積載装置の左右のはみ出しがそれぞれ0.15メートル以下であるか
- となっています。

このように、器具を利用して傘を取り付ける行為は、上記のような違反となる可能性もあり、大変、危険な行為ですので絶対にしないでください。



3 自転車で遊びに来た友人に、お酒をすすめる行為は、違反？

自宅に友人を招いて食事会をしました。お酒を振舞うので車では来ないようにと連絡をして、数人が集まってくれました。中に、自転車通勤をしている友人が、そのまま、自転車でやってきました。その友人は、家も近く、自転車なので、大丈夫だと思い、好きな日本酒をすすめ、一緒にお酒を飲み、楽しい一時を過ごしました。食事会終了後、その友人は、無事に自転車に乗って帰宅しました。

この行為は、下の①～③のどれに該当するのでしょうか？

- ① 飲酒運転は自己責任なので、お酒をすすめる行為は、違反ではない
- ② 自転車で飲酒運転をするおそれがある人にお酒をすすめたので、違反
- ③ 自転車は車ではないので、自転車に乗る人にお酒をすすめても違反ではない



【答え】 ② 自転車で飲酒運転をするおそれがある人にお酒をすすめたので違反

道路交通法第65条第1項は、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と定めています。

自転車は道路交通法上の「軽車両」ですから、ここにいう「車両等」に含まれ、酒気帯び運転は違反となります。

そして、同条第3項では、「何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない」として、酒気帯び運転をするおそれのある人へ酒類を提供することを禁止しています。

自転車で食事会にきた友人は、自転車で帰っていくつもりですから、そのような人にお酒をを飲ませることは違反となります。

2024年11月施行の道路交通法の改正により、自転車の危険行為に対して新しく罰則が整備されました。それまでは酩酊状態で自転車を運転する「酒酔い運転」のみが罰則の対象だったものが、自転車の酒気帯び運転も罰則の対象となりました。

また、酒を飲んで自転車を運転するおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることも、「飲酒運転のほう助」となります。

たとえ、わずかな量でもお酒を飲んだら車やバイク、自転車を運転してはなりません。

飲んだら乗るな、乗る人に飲ませるな、ということを厳守しましょう。



※ 飲酒運転についての詳細は、
教えて交通安全Q & A NO.6
をご覧ください。



設問の道路では、「普通自転車歩道通行可」の標識があり、自転車の歩道通行は、認められてはいますが、自転車が歩道を走行するときには車道寄りを徐行しなければならぬ等、歩行者優先のルールがありますから、走行した状況によっては、その違反となる可能性もあります。

(歩道徐行等義務違反)

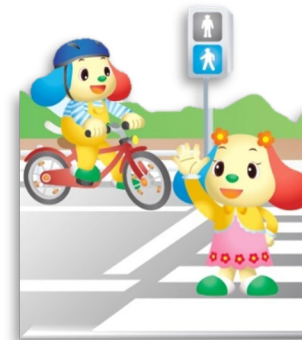


では、設問のように、前方が赤信号の交差点のとき、自転車に乗車したまま停止線を越えることなく、手前で、いったん歩道に入って走行し、そのまま歩道を通行して左折したのち、車道に戻った場合は、どうなるのでしょうか？ 疑問が湧きますよね。

確かに、この場合は、信号無視の違反は成立しませんが、このような走行は交差点での信号による規制を全く無視する危険な走行となりますから、避けてください。

なお、この場合、車道から歩道に入る直前での「一時停止」と「歩行者の通行妨害禁止」を定めており（道路交通法第17条第2項）、歩道の状況を十分に確認しないまま進入すると、歩道に歩行者や自転車がいたときには安全運転義務違反となる可能性があります。

また、普通自転車通行可とされていない歩道では、子供や老人など法令で許された人や安全確保のためにやむを得ない場合に限り、歩道の走行が許されますが、信号を回避するための歩道走行は、やむを得ない場合にはなりません。(通行区分違反)



自転車は車の仲間です。

原則として車道を通行し、信号の灯火に従わなければなりません。

自転車でも、赤信号では、停止線の手前で停止し、青に変わるのを待ちましょう。

左折時は周囲の安全を十分確認して曲がりましょう。